

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

【こちらの件の問い合わせ先】鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当 広崎 繁雄

TEL: 0467-22-1245 Mobile: 090-8476-1245 Mail to: kama.yoboseshu@kama.jp

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菴 敏

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの
有効期限の取扱いについて

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）対し、標記の事務連絡がなされました。

本事務連絡では、ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限変更（延長）について案内されています。新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず有効に活用する観点から、まずは有効期限の短いバイアルの優先使用した上で、現在保有しているワクチンについて下記のとおり有効期限を延長して取り扱うよう示されております。

記

	有効期限について	見分け方及び取扱いについて
ファイザー社 ワクチン	令和3年9月10日に-90℃～ -60℃での有効期間が 6か月から <u>9か月に延長</u>	有効期限が令和4年2月末まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が6か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている <u>有効期限より3か月長いものとして取り扱う</u> （別添1）
武田／モデル ナ社ワクチン	令和3年7月16日に-20℃± 5℃での有効期間が 6か月から <u>7か月に延長</u>	有効期限が令和4年3月1日まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が6か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている <u>有効期限より1か月長いものとして取り扱う</u> （別添2）

（両ワクチンともに）被接種者に渡される接種済証に貼用するワクチンシールには、バイアルに印字されたものと同じ有効期限が記載されている（場合がある）ため、被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種された等の不安を与えることがないよう、適切に情報提供すること。詳細は厚生労働省文書をご覧ください。